

第 33 回 J/24 クラス 全日本選手権大会 2013
SAILING INSTRUCTIONS

1. 適用規則

- 1-1 本レガッタには『セーリング競技規則[RRS]』に定義された規則を適用する。
- 1-2 クラス規則 5 を次の通り変更する。
クルーメンバーは 3 名以上で、クルーの総体重は（水着姿で）レガッタ前の体重計測で 400kg 以下でなければならない。スキッパー及びヘルムスマンはレース委員会が許可しない限り大会期間中同一人でなければならない。乗員は登録された乗員リスト内での交代は認めるが、最初のレースに乗艇した乗員数は変更してはならない。複数の艇に重複して登録することはできない。
- 1-3 規則 49.2 の 2 番目の文を次のとおり変更する；
必要な作業を短時間行う場合を除き、上部と下部にワイヤーのライフラインを備えた艇では、腰を下部のライフラインの内側に腰を置き外側に向けてデッキに座る競技者は、上半身を上部のライフラインの外側に出してはならない。これは規則 49.2 を変更している。
- 1-4 規則 61.1(a) を、抗議しようとする艇が掲げる赤色旗はたて幅 150mm 以上横幅 200mm でなければならない、と変更する。
- 1-5 NOTICE of RACE と SAILING INSTRUCTIONS に矛盾が生じた場合は SAILING INSTRUCTIONS を優先する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、レース本部（関西ヨットクラブ事務所）前に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 出艇申告

- 3-1 各レースの出艇申告は、所定の用紙に記入の上、レース本部に提出すること。
- 3-2 乗員が事前に確定しているレース分は、9 月 21 日 09:00～09:10 に一括して提出することができる。以後変更が生じた場合は、各日の 09:00～09:10 にレース本部に変更申請を行うこと。

4. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告受付開始前に掲示される。ただし、レース日程の変更（一日目は変更しない）は、発効する前日の抗議受付締切時刻までに掲示される。

5. 陸上で発する信号

- 5-1 陸上で発する信号は、各日の出艇申告受付開始前から抗議受付締切時刻の間、レース本部前のポールに掲揚される。
- 5-2 AP 旗が音響二声と共に掲揚された時は（降下の時は音響一声）、「レースは延期された。予告信号は AP 旗の降下後 30 分以後に発せられる」ことを意味する。これはレース信号、AP 旗を変更している。
- 5-3 Y 旗が陸上で掲揚された場合、各日の最初のレースのためハーバーエリアから出港後、各日の最終レース後ハーバーエリアに帰港する間すべてに規則 40 を適用する。これは第 4 章前文を変更している。

6. 日程

6-1 平成 25 年 9 月 15 日（日）	09:00～16:00	大会受付
9 月 16 日（月祝）	09:00～17:00	大会受付、船体計測
9 月 20 日（金）	09:00～16:00	大会受付、船体計測、体重計測
9 月 21 日（土）	08:30～09:00	艇長会議
	09:00～09:10	出艇申告、艇長会議
	10:55	その日の最初のレースの予告信号
	17:00～	ウェルカムパーティー(KYC2 階)
9 月 22 日（日）	09:00～09:10	出艇申告、体重計測
	09:55	その日の最初のレースの予告信号
9 月 23 日（月祝）	09:00～09:10	出艇申告、体重計測
	09:55	その日の最初のレースの予告信号
	16:00	表彰式

- 6-2 本大会は 9 レースを予定している。
- 6-3 各日のレース数はレースコミッティーの裁量に任せられる。
- 6-4 最終日は 13:00 を越えての予告信号は発せられない。

7. クラス旗

クラス旗は J/24 クラス旗を用いる。

8. レースエリア

大阪湾西宮沖水域

9. コース

9-1 コースは別紙(1)の通りとし、回航又は通過すべきマークの順序、及び各マークの通過する側を含むコースを示す。

コース① レースコミッティーの信号艇に数字旗①を掲揚 4 レグ

コース② レースコミッティーの信号艇に数字旗②を掲揚 5 レグ

コース③ レースコミッティーの信号艇に数字旗③を掲揚 6 レグ

9-2 予告信号以前に、レースコミッティーの信号艇にマーク②からマーク①へのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。

10. マーク

10-1 マーク①は、直径約 2m のオレンジ色の球形ブイを使用する。

10-2 マーク① a は、オレンジ色の直径約 0.5m、高さ約 0.8m の俵型ブイを使用する。

10-3 マーク② S 及び② P は、直径約 2m、高さ約 1.5m のオレンジ色のトマト型ブイを使用する。

10-4 SAILING INSTRUCTIONS12、「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマーク①およびマーク② S、② P は同型の緑色である。再度コースを変更する為にマークを設置する場合には、最初のマークを使用する。

11. スタート

11-1 レースは、規則 26 に従ってスタートする。

11-2 その日の第 2、第 3 および第 4 レースの予告信号は、レースコミッティーの信号艇に掲揚されている、R 旗の降下（反復音響信号とともに）の、1 分後に発せられる。

11-3 スタートラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②のコース側との間とする。

11-4 スタート信号の 5 分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった」と記録される。これは付則 A4 を変更している。

11-5 マーク①が設置されていない場合、マーク①はレースコミッティーの信号艇に掲示された位置にあるものとみなす。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグの変更は、次のマークへのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。

13. フィニッシュ

13-1 フィニッシュラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク①（コース②の場合）、又はマーク② P（コース①又はコース③の場合）のコース側との間とする。

13-2 コース短縮の場合、フィニッシュラインは、レースコミッティーの信号艇の S 旗を掲揚したポールとコースの最も近いマークとの間とする。マーク②でコース短縮の場合、フィニッシュラインは、レースコミッティーの信号艇の S 旗を掲揚したポールとマーク② P との間とする。これは規則 32.2(c)を変更している。

13-3 レースコミッティーが、その日の第 2、第 3 もしくは第 4 レースのスタートを予定する場合、レースコミッティーの信号艇は、先のレースのフィニッシュ時に R 旗を掲揚する。続くスタート手順は、先のレースで最終艇がフィニッシュした後、できるだけ早く開始される。

14. タイムリミット

タイムリミットは、スタート信号後 150 分とする。タイムリミットまでにフィニッシュしない艇は、「フィニッシュしなかった」と記録される。これは規則 35 と A4 を変更している。

15. 帰着申告

帰着申告は、その日の最終レース終了後 90 分以内にレース本部に備え付けの所定の用紙に艇長が署名すること。

16. 抗議

- 16-1 抗議は、レース本部で入手し得る書式に記入の上、その日の最終レース終了後 90 分以内に提出すること。
- 16-2 抗議は、できるだけ早く、ほぼ受付順に審問される。
- 16-3 抗議の通告は、審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は証人として指名された者を競技者に知らせるため、抗議受付締切時刻後 30 分以内に掲示する。
- 16-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を規則 61.1(b)にもとづき伝えるために掲示する。
- 16-5 SAILING INSTRUCTIONS 3、5-3、15、19、20、21、22 および 25 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 61.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合は、失格より軽減することができる。

17. ペナルティー方式

- 17-1 レース委員会はリコールした艇の番号を VHF で放送することがある。放送やその順番、聴き取りのあやまりは救済要求の根拠にならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
- 17-2 規則 64.1 を変更し、クラス規則の一部の違反に対して、失格に替わるペナルティー IJCA REGATTA REGULATION APPENDIX F (Alternative Penalties for Breaking Some Class Rules)を適用する。

18. 順位、得点、及び大会の成立

- 18-1 3 レースの完了をもってシリーズの成立とする。
- 18-2 完了したレースが 7 レース未満の場合、艇の得点は全レースの合計得点とする。7 レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。これは付則 A2 を変更している。

19. 安全規定

- 19-1 Y旗、規則 27.1 および規則 40.1 の変更として、レースコミッティーはスタート後、個人用浮揚用具の着用を求める信号（音響信号 1 声と Y 旗の掲揚）を発することがある。この信号は回航マークで発せられ、艇の乗員はできるだけ早い機会に個人用浮揚用具を着用しなければならない。
- 19-2 レースからリタイアした艇は、できるだけ早くレースコミッティーに伝えること。

20. 上架の制限と泊地

すべての艇は、9 月 20 日（金）16:00 から、その艇の最終レース終了まで次の場合を除き上架してはならない。また、レガッタ期間中は新西宮ヨットハーバー内の指定された場所に係留することしなければならない。

- ①レースコミッティーの事前の許可書があり、その条件による場合。
- ②緊急の場合。但し、事後にレースコミッティーを納得させる義務があり、これができない場合は、抗議の対象となる場合がある。

21. 潜水用具とプラスチックプール

水中呼吸器具及びプラスチックプール又はそれらに類するものは 9 月 20 日（金）16:00 から、レガッタ終了までの間、使用してはならない。

22. 無線通信

- 22-1 艇はレース中無線通信を行ってはならない。またすべての艇が利用できない無線通信を受信してはならない。この制限は携帯電話にも適用する。ただし次の項を除く。
- 22-2 レース委員会は、スタートエリアの場所、スタートのカウントダウン、OCS した艇のバウ番号/セール番号、ゼネラルリコールおよび延期等を VHF で放送することがある。放送やその順番、聴き取りのあやまりは救済要求の根拠にならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

23. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と SAILING INSTRUCTIONS に従って、いつでも検査されることがある。

24. 運営艇

運営艇は OFFICIAL 旗を掲揚する。

25. 支援艇

チームリーダー、コーチその他の支援要員は、準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするか、またはレースコミッティーが延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまで、レースに影響するエリアにいてはならない。これに違反した場合、その支援艇に関連するすべての艇に対してペナルティーが課せられることがある。

26. 賞

総合1位～3位
各レースのトップ艇

27. 責任の否認

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡に対していかなる責任も負わない。

APPENDIX F: Alternative Penalties for Breaking Some Class Rules

This appendix shall be included as an appendix in the Sailing Instructions for World Championships, Continental Championships and other World Qualifier regattas. See the Class Standard Sailing Instructions for the appropriate references.

Alternative scoring penalties shall apply for breaking certain class rules. All of these scoring penalties shall be calculated as described in rule 44.3(c) and shall be applied to all races for which the boat was in non-compliance.

CLASS RULE	INFRINGEMENT	SCORING PENALTY
2.5.6	A copy of the Measurement Certificate and the Inventory of Required and Optional Equipment (Rule 3.7.3) are to be kept aboard the yacht one or both items are not on board.	20%
2.6.1	Advertising does not conform to the restrictions	20%
3.8.5	A bailing bucket of minimum capacity 9 liters fitted with a lanyard is not on board.	40%
3.8.9	2 liters or more of motor fuel is not on board when the boat crossed the finish line for the last race of the day	20%
4.1.3	The compass is installed but inoperable.	20%
4.1.8	The throwable lifesaving device and attached sea anchor not on deck and ready for use.	40%
4.1.10	The required first aid kit and manual are not on board	20%
4.3	Any of anchor(s), outboard motor, battery and fuel container are not secured against movement.	20%
3.6.10 o)	The luff and/or foot of the mainsail set outside the distinguishing bands as defined in Rules 3.5.2(d) and 3.5.5(c).	20%
7.1.19	Elastic (shock) cord is used in the standing or running rigging.	20%
8.1.2	The stowage of required or optional equipment other than unbagged sails on the cabin sole over the keel.	20%
8.1.3	Use of other than normal sailing gear in normal, designed and proper storage areas to attain sailing weight.	20%
8.1.4	The connection to the mast heel of any adjustment device or equipment.	20%
8.4	The removal of the rudder from the transom during the period the Sailing Instructions stipulate that the boat shall remain afloat.	20%

If a boat receives one of the above penalties, the protest decision shall include whether the same penalty can or will be applied to subsequent infringements. The protest decision may also specify that the boat cannot be protested again under the same class rule for a time period specified by the jury.

Amended to include Class Rule Changes Effective February 1, 2007